以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げようとする者は、議定書第八条7aに規定する個別の手数料(第六十八条の三十(国際登録に基づく商標権の設定の登録を受け((国際登録に基づく商標権の個別手数料)	2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (予編) 2 (第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の 2 (第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)しおいて準用する場合を含む。)又は第十 3 (手続の補正の特例)	2 (略) 第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納 「第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納 以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、 「第六十八条の一十二条の二第一項の規定により商標登録をす の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定によ り商標権の設定の登録の特例)	4 < 5 (略) 「一商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡	咯 法︶⌒等│	約	許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文
以下この条において「個別手数料」という。)として、一件ごようとする者は、議定書第八条7aに規定する個別の手数料(第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受け(国際登録に基づく商標権の個別手数料)	2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) (手続の補正の特例) 3 (手続の補正の特例) 3 (手続の補正の特例) 3 (手続の補正の特例)	2 (略) っ、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする い内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、 い内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、 の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定により の規定により商標登録をす (商標権の設定の登録の特例)	4~5 (略) 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡	略 法~~等	に いた 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	た は 次 正 部 分)

第六十八条の三十五(朝奈子女の御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御))))))))))))))	□ 四千八百円に一の区分につき一万五千円を加えた額に相当 ○ 四千八百円に一の区分につき一万五千円を加えた額に相当 ○ る額を国際事務局に納付しなければならない。
第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条	3 2 略略	する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。とに、四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額に相当